

平成30年 清里町農業委員会第2回議事録

清里町農業委員会第2回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 平成30年2月28日（水）

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 15時00分

◆ 閉会時刻 15時30分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	柳谷克彦	9	山本敏夫
3	佐藤均	10	五味定信
4	青野徹	11	岡本勝弘
5	茂木祐一	12	安田貴史
6	太田智美	13	寺島和男
7	興水薫	14	森本宏
8	河西富士夫		

5. 欠席委員は、次のとおりである。

2 新井 大介

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無 し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	藤代 弘輝	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件 名
議 案 第 3 号	農業振興地域整備計画の変更について
議 案 第 4 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 5 号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 6 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

別 紙

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、13名です。

欠席通告のあった委員は新井委員です。

ただいまから、平成30年第2回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

8番 河西委員、9番 山本委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1番、三地区合同農業委員会会長・事務局長研修会です。2月1日に北見市留辺蘂町 大江本家で行われまして、森本会長、事務局小林が出席しております。農地転用・農地法に係る処理基準について研修しております。

2番、農業者年金協議会代議員等研修会です。2月7日、網走市 オホーツク文化・交流センターで行われております。農業委員12名、事務局3名で参加しております。農業者年金制度・受給方法と留意点について研修しております。

3番、農業者年金巡回相談会（農業者年金協議会）です。2月15日清里町 プラネットで行われております。講師として北海道農業会議 幡野千春さんに来ていただきまして、農業者年金の受給について（新制度・旧制度）の講演、その後個別相談をしていただきました。

4番、清里町農協青年部定期総会です。2月22日に清里町農協で行われ、森本会長が出席しております。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

●●委員につきましては当事者のため、一時退席を求めます。

1番について調査委員の太田委員に説明を求めます。

6番（太田  
委員）

6番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年2月8日に申し出があり、2月15日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて現地調査を開催しております。

申請人は、  
●●●さんです。

土地の所在は神威●●●、1筆で、台帳面積の合計は1,576㎡であります。  
地目は公簿、現況共に畑という状況でした。（図面参照）

変更後の利用目的は農業用施設（農機具収納庫の建設）としての利用であります。  
調査委員の意見としては、営農上必要な施設であり、農用地区域の用途区分の変更は止むを得ないとの意見であります。

審議についてよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第3号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 (挙 手)

議長 挙手全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第4号農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。

1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番 (青野委員) 4番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年1月25日に申し出があり、2月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、  
貸主は、●●●さんです。  
借主は、●●●さんです。  
なお、貸主である●●●さんは欠席でした。

土地の所在は、江南●●● 他1筆で、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は90,965㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり7,500円で、実測面積73,900㎡により年額554,000円です。

権利の期間は平成30年3月1日～平成32年12月31日までの2年10ヶ月です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑(異議)なし

議長 お諮りします。議案第4号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 (挙 手)

議長

挙手全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第5号 農地法第4条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。  
●●委員につきましては当事者のため一時退席を求めます。

1番について調査委員の太田委員に説明を求めます。

6番（太田  
委員）

6番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年2月8日に申し出があり、2月15日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて現地調査を行っております。

申請人は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●●、1筆で、地目は公簿、現況共に畑となっております。台帳面積の合計は1,576㎡であります。

転用の目的は農機具収納庫の建設です。  
工事計画期間は許可日より平成30年11月30日までです。  
（図面参照）

調査委員の意見としては、本件は営農上必要な施設の整備であり、転用はやむを得ないと  
の意見であります。

審議についてよろしくをお願いします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第5号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画  
の決定についてを議題とします。

1番について調査委員の茂木委員に説明を求めます。

5番（茂木  
委員）

5番 1番について説明いたします。

本件は、平成29年12月27日に申し出があり、2月22日に右記載の調査委員、事務局にて利用  
調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

なお本件は使用貸借権の継続案件ですので申請人については欠席です。

土地の所在は、上斜里●●● 他29筆、地目は、公簿で上斜里●●●が山林ですが他は全て畑・現況は全て畑です。台帳面積の合計は355,051㎡であります。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。対価は無償です。

権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日の10年間です。

当事者権の法律関係は使用貸借です。

今回は利用権満了に伴う新規定での更新でありまして、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

2番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野委員）

4番 2番について説明いたします。

本件は、平成30年1月12日に申し出があり、2月16日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は、江南●●● 他25筆、地目は、公簿に一部雑種地を含みますが現況は全て畑です。台帳面積の合計は362,589.18㎡であります。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。対価は無償です。

権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日の10年間です。

当事者権の法律関係は使用貸借です。

今回は利用権満了に伴う継続更新であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長	3番について調査委員の山本委員に説明を求めます。
9番（山本委員）	<p>9番 3番について説明いたします。</p> <p>本件は、平成30年1月9日に申し出があり、2月16日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。</p> <p>申請人の内、</p> <p>貸主は、●●●さんです。 借主は、●●●さんです。 なお、借主・貸主共に農業委員に委任され欠席でした。</p> <p>土地の所在は、向陽●●● 他11筆、地目は、公簿に一部雑種地を含みますが現況は全て畑です。台帳面積の合計は196,504.83㎡であります。（図面参照）</p> <p>権利の種類は使用貸借権。対価は無償です。</p> <p>権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日の10年間です。</p> <p>当事者間の法律関係は使用貸借です。</p> <p>今回は利用権満了に伴う継続更新であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。</p> <p>農業経営基盤強化進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。</p> <p>審議についてよろしく願いいたします。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	関連がありますので4～6番について調査委員の青野委員に一括して説明を求めます。
4番（青野委員）	<p>4番 4～6番について説明いたします。</p> <p>本件は、平成29年12月21日に申し出があり、2月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。</p> <p>4～6番の貸主については同一で●●●さんであります。</p> <p>4番について説明いたします。</p> <p>借主は、●●●さんです。</p> <p>土地の所在は 江南●●● 1筆、地目は公簿・現況共に畑。 台帳面積は89,001㎡です。（図面参照）</p> <p>権利の種類は賃借権。借賃は10a当たり10,000円で実測面積68,500㎡により年額685,000円です。</p> <p>権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日までの10年間です。</p> <p>当事者間の法律関係は賃貸借です。</p>



続いて5番について説明いたします。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は 江南●●● 他10筆、地目は公簿・現況共に全て畑。  
台帳面積は111,546㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は②と書かれている部分が10a当たり10,000円、実測面積57,790㎡により年額577,900円。③と書かれている部分が10a当たり9,500円、台帳面積34,054㎡により年額323,513円。⑦と書かれている部分が10a当たり9,500円、台帳面積17,241㎡により年額163,789円。合計で1,065,200円です。

権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日までの10年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

続いて6番について説明いたします。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は 江南●●● 他16筆、地目は公簿に一部雑種地を含みますが現況は全て畑。  
台帳面積は123,750㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は④と書かれている部分が10a当たり9,500円、実測面積29,595㎡により年額281,153円。⑤と書かれている部分が10a当たり10,000円、実測面積53,806㎡により年額538,060円。⑥と書かれている部分が10a当たり8,000円、実測面積32,636㎡により年額261,088円。合計で1,080,300円です。

権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日までの10年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

3件ともに、利用権の期間満了に伴う新規規定の利用権の設定で借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 7番について調査委員の山本委員に説明を求めます。

9番（山本  
委員）

9番 7番について説明いたします。

本件は、平成30年1月11日に申し出があり、2月16日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は、向陽●●● 他7筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。台帳面積の合計は44,824㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は図面①の農地が10a当たり10,000円で台帳面積22,273㎡により年額222,730円。図面②の農地が10a当たり9,500円で実測面積18,261㎡により年額173,479円です。1と2を合計して、100円未満切捨てまして年額396,200円です。

権利の期間は平成30年3月1日から平成35年2月28日の5年間です。

当事者権の法律関係は賃貸借です。

今回は利用権期間満了に伴う継続更新であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

議長

これから質疑を行います。

全員  
議長

質疑（異議）なし

8番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

8番（河西  
委員）

9番 8番について説明いたします。

本件は、平成30年2月13日に申し出があり、2月15日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

なお、借主・貸主については親子間であり、農業委員会に委任され欠席でした。

土地の所在は、神威●●● 1筆、地目は、公簿が山林・現況は畑です。台帳面積は33,007㎡であります。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。借賃は無償です。

権利の期間は平成30年3月1日から平成40年2月28日の10年間です。

当事者権の法律関係は使用貸借権です。

今回は利用権期間満了に伴う新規定による更新であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第6号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

(挙手)

議長

挙手全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 藤代 弘輝 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年3月22日

会 長 森 本 宏

署名委員 河 西 富士夫

署名委員 山 本 敏 夫